

平成19年度第1回大阪家庭裁判所委員会 議事概要

(大阪家庭裁判所事務局総務課)

平成19年11月9日(金)に開催された平成19年度第1回大阪家庭裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

平成19年11月9日(金) 午後3時から午後5時まで

2 場所

大阪家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 有田正義, 石浜紅子, 泉耿子, 越智浩, 加藤曜子, 木内道祥, 高橋文仲,
中沢義則, 西浦久子, 林醇 (敬称略。五十音順)

(事務担当者) 東薫, 島田幸男, 井上博雄, 寺田行廣, 山崎一馬, 大橋茂

(庶務) 角間猛彦, 木村貴志

4 議事

(1) 大阪家庭裁判所長あいさつ

(2) 委員交替紹介

退任は、北澤和彦委員, 小島隆雄委員, 中田昭孝委員, 永田広道委員, 中本和洋委員, 福田眞委員, 山根英嗣委員

新任は、有田正義委員, 越智浩委員, 木内道祥委員, 中沢義則委員, 西浦久子委員, 林醇委員, 道脇清文委員

再任は、朝比奈光子委員, 石浜紅子委員, 高橋文仲委員

(3) 委員長の互選

林醇委員を選出

(4) 意見交換テーマの趣旨説明

別紙1のとおり

(5) 少年審判手続の説明

別紙 2 のとおり

(6) 比較的軽い非行を犯した少年への保護的措置についての説明

別紙 3 のとおり

(7) 意見交換

※ 以下、委員長は□、委員は○、事務担当者は△で表示する。

○ 更生保護機関でも、例えば保護観察中の少年について、社会参加活動として、奉仕活動や、レクリエーション活動を年に数回実施するが、それらに参加しなかったとしても不利益を被るわけでもないなどの理由から、なかなか少年の参加数が多くならない。他方、スタッフは、結構な人数を要する。スタッフが 30 人参加して少年は 2 人だったりしたこともある。家庭裁判所では、参加する少年とスタッフの数のバランスはどのようなものか。

△ 例えば、簡易ボランティア活動については、約 50 箇所の協力施設があるが、施設で初めて受け入れていただくときのみ担当調査官が同伴し、最初の時間だけ活動を見守ることにしている。2 回目以降に受け入れていただく場合は、担当調査官が直接施設に電話で少年の氏名と年齢程度の情報を伝え、お願いするのみで、活動自体は少年自身で出向くことになっている。そして活動最終日に、施設長から少年に修了証書を交付してもらい、持ち帰らせるようにしている。

○ ボランティア活動や奉仕活動は、ある程度少年に対して強制的に参加させているのだろうか。

もし、少年がボランティア活動や奉仕活動をすることをある程度強制されているなら、参加する意味があるのか疑問である。

△ 最終審判がある前にボランティア活動をさせるので、多少強制的だと感じる少年もいるかもしれない。しかし、例えば老人福祉施設で、事故が起きないように、食事の介助や髪をとかすなどの手伝いをさせるが、施設にいる老人たちに、ありがとうと言われたことなどが、感想文に書かれたりして、行く前と終わった後では少年の感じ方が大分違ってきていると思う。ただ、御指摘のように、完全任意

で参加するという訳ではない。

- ボランティアとは自発的という意味である。だから、この活動はボランティアというより、サービス、奉仕と言った活動といえるのではないか。もっとも、少年に最初に活動させるときは、奉仕活動を体験させるということになり、その次から自分で行きたいという意思を表明したならば、そのときからがボランティアになると思う。
- 仮に少年が嫌々行っても、そういった活動をすることによって、いろんなことを学んで、感じられれば意義はあると考えられる。
- △ 周囲の職員等は、その少年が非行を犯したから来ていることなどを知らないように配慮されている。その中でボランティアの人たちに混じって活動させるところに、やりやすさみたいなものがあると思う。そして活動を終えて、感想文を見ると、やっぱり来てよかったという思いを本気で持つ少年もいる。
- 何と呼ぶにせよ、こういった活動を少年に体験させることは、効果はすごく上がっていると思う。

ここで提案であるが、保護的措置の一つである清掃活動を、「アメリカ村」で行ってはどうか。「アメリカ村」は、落書きなどがひどく、被害者である地元の住民が立ち上がって落書き消しのボランティアを行っている。その「アメリカ村」で、早朝に清掃活動を行うと、少年たちが落書きしたり、汚したりした結果がよく見えるし、また、被害者である地元の住民とともに活動することで、被害者の話を聞くこともできて、よいのではないか。

- 私は逆に、裁判所がここまでおせっかいをやらないといけないのかと思う。我々のイメージする、我々が利用する裁判所というのは、大体当事者主義で、使いたければ使う、あるいは悪いことをしたから捕まって裁判になるという認識である。確かにこのボランティア活動等はスタートには非行はあるが、例えば少年の立場に立つと、処分されるのは仕方ないが、処分をしないでボランティア活動等をさせられるとなると、余分なおせっかいだという声は出てこないだろうか。

- 家庭裁判所は、必ずしも、純粋な司法機関というよりは、ある意味で多少行政機関的な側面があるのは事実である。ただ、裁判所が、どの程度までするのかという問題は常にあると思う。
- 言ってみれば、家庭裁判所が教育の世界に踏み込むようなものだと思う。家庭裁判所が教育の一翼を担うとなると、大変なことだと思う。
- 法律によって保護者に対する働きかけをできるようになってきており、いわばそれが家庭裁判所の独自性と言えらると思う。
- 確かに、少年非行に裁判所が力を注ぐべきだとは思いますが、一方で、まだ家庭裁判所は処分を控えている立場であり、指導される方としては怖いという感覚があると思う。そういう立場にあるということを十分に認識した上で、取り組めばよいと思う。
- 今問題になっているのは、家庭裁判所の処分としては、不処分あるいは審判を開始しないという終わらせ方をする少年であり、では家庭裁判所は何もしなくていいのかというところである。保護的措置は、そういう中で生まれた制度であると考えている。
- 保護処分とは別に、こういった制度があるということをもっと大きく位置付けるべきだと思う。
- こういった活動は、効果が絶対あると思う。これを家庭裁判所でするのは、位置付けなどが難しいとは思いますが、続けていくべきである。手間がかかるだろうし、また立場上も難しい部分があると思うが、学校、地域、NPO等と連携するとか、連携策のようなものについて意見交換することも必要ではないかと考える。
- 少年院で、少年の更生に従事している職員たちが一番に考えるのは、保護者とともに行動をさせて、親の心、子の心を互いに理解できるようにするにはどうすべきか、ということらしい。私は、少年に奉仕活動等をさせるときに、親も同伴するなら、清掃活動などでもよいと思う。保護者の感想に、子どもの非行について、非行を犯す子どもに育ててしまったということを非常に反省していますと書

いているものもある。少年院では、今まで運動会ぐらいしか親と一緒に行動させなかったが、現在では保護者会等を作っている。とにかく保護者への働きかけが大切だということである。だから家庭裁判所でも、保護者へ働きかけていけば、子どもとともに行動して、親子の心を通わせていくのではないかと思う。

- 家庭裁判所の段階で奉仕活動等に参加させることは、時期的に見ると、非行があつてから早い段階ですることになり、非常に大きな意味があると思う。保護観察になる少年で考えると、非行があつてから相当時間が経過してから、保護観察処分が決定することが多い。実際保護観察になったときには、もうきちんと更生できている少年もいる。それなのに、保護観察で一から始めましょうというのは、何か少しピントが合わないと思う。とにかく、働きかけは早い段階からできるものはすべきであつて、その結果不処分なり審判不開始になるというのであれば、有意義であると思う。

- △ 比較的軽い非行を犯した少年の場合は、家庭裁判所に来るときには、1週間ぐらい前から眠れなかつたりするようである。そこで、ある意味で家庭裁判所の権威というものをどれだけ活用できるか。それは再非行を防止することが目的だと思う。ならば、ある程度早い段階で、再非行防止に尽力することも、家庭裁判所の一つの役割であると考えている。

他方、少年を鑑別所に収容するケースもある。こういった比較的重い非行を犯した少年については、短期補導委託という決定をして、ボランティア活動等を行うよう命令することがある。受託施設において、指導を受けたりすることで、少年の更生のための効果を上げているものもある。

- 調査段階の早い時期に保護的措置を行うことは、制約はあると思うが、極めて有意義な制度だと思う。ただ、法整備等も必要になると思うが、保護処分と、保護的措置との中間的な性質の制度を設けられればよいと思う。
- おそらく、そういったことは法整備がなければ限界があると思う。しかし、保護的措置の対象となる少年はかなり多いため、現行のままどんどん保護的措置を

行うとすると、いずれは家庭裁判所の手には負えなくなる可能性は否定できない。

△ これから保護的措置を行うケースが多くなったときに、地域社会のNPO等さまざまな団体との連携などが本当は必要だろうと考えている。実際、地域のNPO等各種団体と連携している家庭裁判所もあるようである。そうすることにより、少年たちは地域社会の中に帰り、地域の中でまさに奉仕をして、いろんなことを学ぶこととなる。また、地域社会においても、仮に少年が軽微な非行を犯したと知っていた場合にも、一見普通の少年と変わらないし、奉仕活動等を通じて感激できる少年もたくさんいるのだということも知ってもらえ、軽微な問題を持っている少年たちについて、よく理解してもらえる。そしてまた次の社会の中で、公共性などを育てていく道につながるだろうと思う。その意味では、裁判所の職員ばかりが関わるのではなくて、まさにある意味ではアマチュア的なNPOの方たちに受け入れてもらうことのほうが、この段階の非行性の少年たちには効果があると考えている。

□ 外部の少年非行等に関心を持つ団体等との連携策について意見を伺いたい。

○ 児童虐待の関係では、要保護児童対策地域協議会などで在宅支援が行われている。その対象は、虐待だけでなく、虐待にからむ非行も含む。ここにいう非行とは、比較的軽い事案で、例えばネグレクトの家庭で子どもが放置され、お腹をすかせて万引きしたなど、軽微ではあるが非行性もあるような場合をいう。こういった場合には、まず市町村がその家庭に対して支援し、児童相談所は後方支援をすることになる。重い非行の事案であれば、家庭裁判所あるいは児童相談所が取り扱うことになるだろうが、市町村も非行に目を向けている今、市民レベルの活動もいろいろ行われているので、そういったところと連携していく必要があると思う。また、そのための発信は家庭裁判所からする必要もあると思う。

□ 家庭裁判所としても、もっと情報を収集し、そういったところとの連携について検討すべきだと思う。要保護児童は、虐待の結果、非行化したような、虐待と関係性があるものに限られるものなのか。

○ 要保護の事案は、家庭介入が行きすぎないためにも、ある程度限定されている。親が子どもの監護をできない場合、また、子どもが親の監護を超えてしまう場合、あるいは親が子どもを虐待している場合等、ある程度のくくりの中で市町村が支援することになる。したがって、非行の事案で、例えば集団万引き等遊び型ということになると、市町村の要保護の対象にはならない。

□ 少年院送致になった少年が、親に虐待されているようなケースもある。そういったケースにも、利用できるのではないかと思う。

○ 私の知るケースの中に、ある少年の更生活動の一環として、海外青年協力隊への参加というものがあつた。これはボランティアではあるが、有償のボランティアであると同時に、一種の就職先として選ばれたものである。これは少年の社会的自立にもつながると思う。

また別のケースでは、スポンサーの協力もあつて、フィリピンのスモーキーマウンテンという非常に貧しい地区へ、少年たちがボランティア活動に行ったものもある。

要は、少年の矯正を大目的にするのではなく、少年たちに社会との接点を見つけさせるため、自分の大切さや人の大切さをわかってもらうため、また、社会経験をしてもらうためという目的ならば、ごみ拾いでも何でも、自然な形で受け入れてもらえる団体はたくさんあると思う。ボランティア活動の方向性も、今は本当に多様化しており、中には職業訓練的なものもある。こういったものの中から、個人個人に応じたものを選んでいくことも可能であるし、また、府の事業等では、親子のコミュニケーションキャンプなども行っている。

このように、具体的なボランティア活動等を企画することは、家庭裁判所だけではなかなか手も回らないだろうし、企画等を専門にしている機関等がある。一度こういった機関等の事業目録のようなものを取り寄せて、検討してみてはどうか。

そして、家庭裁判所がすべきなのは、少年たちに、社会へ出ていく道しるべ

を示すことや、そのために背中を一つ押してあげる行為だと思う。そこから先でチャンスをつかんで、少年自身が自分の意思で第一歩を踏み出せるかは、本人の問題であると思う。

(4) 次回の意見交換テーマ

△ 次回のテーマとして、2つ提案させていただく。

1つは「裁判員制度の模擬評議」である。平成21年5月までに裁判員制度が始まるにあたって、家庭裁判所では裁判員裁判は行われませんが、国民が参加する新しい制度であるので、家裁委員にも体験していただいて評議の進め方等について意見交換していただこうというものである。

もう1つは「成年後見制度」についてである。高齢化社会が進んでいる今、社会的にも大きく取り上げられている制度であり、家庭裁判所での事件数も年々増加している。今後ますます需要が増大するであろう成年後見制度の運用等について、意見交換していただくというものである。

□ 今、事務局から提案があった2つのテーマについて、御意見を伺いたい。

【委員】 「裁判員制度の模擬評議」が多数

(5) 次回の予定等

ア 平成20年度第1回委員会開催日時

平成20年5月29日（木）午後3時

イ テーマ

「裁判員制度の模擬評議」

ウ 上記委員会のテーマに関する準備検討会

平成20年4月24日（木）午後2時